

揭示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構九州支社の以下 2(1)に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この揭示文兼入札説明書によるものとする。

1 入札等実施要領

1 契約担当役等の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 水野 克彦

2 調達内容

(1) 件名

令和 7 年度ウォーターサーバーの賃貸借及びウォーターボックス等の購入

履行期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで

(2) 履行場所

仕様書による。

(3) 入札方法

イ 入札書には、仕様書に示した業務の履行期間中の総額を記載すること。

また、入札金額の内訳を入札内訳書にて提出するものとし、当該入札内訳書に記載された単価を約定単価とする。

ロ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 担当部署

〒810-8610

福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社 総務部経理課

電話 092-686-6063

4 競争参加資格確認申請書及び資料の提出

(1) 提出書類

7 提出書類一覧表（様式）に記す書類一式

(2) 提出期限

令和 7 年 11 月 27 日（木）17 時

受付は提出期限までの平日の 10 時から 17 時（ただし、土日祝日及び正午から 13 時の間は除く。）までとする。

(3) 提出場所

〒810-8610

福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

独立行政法人都市再生機構九州支社 総務部 経理課

電話 092-686-6063

(4) 提出方法

持参もしくは郵送とする。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、提出期限に定める日時までに到着しなかったものは受け付けない。また封筒に「申請書在中」と朱書きすること。

(5) その他

- ① 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ③ 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。

5 競争参加資格の確認通知

(1) 通知日

申請書を提出した者について、本件に参加する資格を有するか確認し、令和7年12月8日(月)までに参加資格の有無を通知する。

6 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和7年12月16日(火) 17時

② 提出場所：〒810-8610

福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

独立行政法人都市再生機構九州支社 総務部 経理課

③ 提出方法：提出場所へ持参するものとする。

- (2) 当機構は、説明を求められたときは、令和7年12月23日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

- (3) 当機構は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立の適格を欠くと認められるときは、その申立を却下する。

- (4) 当機構は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

7 質問書の提出及び回答

- (1) 入札、仕様等に対する質問は、「質問書(任意様式)」の提出による。

イ 提出期限

令和7年12月16日(火) 17時

受付は提出期限までの平日の午前 10 時から 17 時（ただし、土日祝日及び正午から 13 時の間は除く。）までとする。

ロ 提出方法

持参もしくは郵送とする。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、提出期限に定める日時までに到着しなかったものは受け付けない。

ハ 提出先

〒810-8610

福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社 総務部 経理課

電話 092-686-6063

(2) 質問に対する回答は「質疑応答書（回答）」の閲覧をもって行う。

イ 閲覧期間

令和 7 年 12 月 19 日（金）から令和 7 年 12 月 24 日（水）まで

閲覧は平日の 10 時から 17 時（ただし、土日及び正午から 13 時の間は除く。）までとする。

ロ 閲覧場所

〒810-8610 福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社 1 階閲覧コーナー

8 入札

(1) 入札書の提出期限

令和 7 年 12 月 24 日（水） 17 時

持参もしくは郵送とする。持参の場合は、提出期限までの平日の 10 時から 17 時（ただし、土日祝日及び正午から 13 時の間は除く。）までとする。郵送の場合は書留郵便とし、同日同時刻までに到着しなかったものは受け付けない。

(2) 提出場所

〒810-8610 福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社 総務部経理課

電話 092-686-6063

9 開札

(1) 日時

令和 7 年 12 月 25 日（木） 11 時

(2) 場所

福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社 1 階 入札室

(3) 入札参加者の立会いは求めない。再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

(4) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

10 契約手続に使用する言語及び通貨

11 入札保証金及び契約保証金
免除

12 入札の無効

本説明書において示した競争参加資格のない者の提出した入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに見積心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格の審査において競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時にないものは、競争参加資格のない者に該当する。

13 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号）第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

14 手続きにおける交渉の有無
無

15 契約書作成の要否
要

落札者の定める契約書等による。ただし、当該契約書等に優先する事項として、特約条項を締結するものとする。

16 支払条件
10 特約条項（案）のとおり。

17 その他

- (1) 入札参加者は、3 入札及び見積心得書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 入札に必要な提出書類の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当機構に一旦提出された書類の差換え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。
- (6) 独立行政法人が行う契約の公表については、別添による。

18 問い合わせ先

〒810-8610

福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社 総務部経理課

電話 092-686-6063

2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1 競争参加資格

次の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和 7・8 年度独立行政法人都市再生機構九州支社の物品購入等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格審査において、開札時までには業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格を有しない参加希望者は、申請書及び資料の提出期限までに資格審査申請を行い、かつ開札日までに競争参加資格の認定を受けていること。

一般競争（指名競争）参加資格審査等に関する問い合わせ及び提出先は、次のとおり。

〒810-8610

福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社 総務部経理課

電話 092-686-6063

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

- (3) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
（詳細は、機構 HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
- (5) 仕様条件を満たしている事を「適合証明書」で証明し、当機構が認めたものであること。

2 競争参加者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、**7 提出書類一覧表（様式）**に掲げる書類を定められた提出期限までに提出しなければならない。
- (2) 入札の前日までの間において、当機構から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

3 入札及び見積心得書

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前にあつては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中にあつては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(内訳明細書)

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

(入札又は見積りの取りやめ等)

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書又は見積書の引換の禁止)

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札又は見積りの無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みを

した者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときの落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

4 入札書及び封筒（様式）

入 札 書

金 円也（3年総額・税抜）

ただし、(件名) 令和7年度ウォーターサーバーの賃貸借及び
ウォーターボックス等の購入

入札及び見積心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代理人氏名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長 水野 克彦 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

入 札 書

金 円也（3年総額・税抜）

ただし、(件名) 令和7度ウォーターサーバーの賃貸借及び
ウォーターボックス等の購入

入札及び見積心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代理人氏名

印 ※1

押印する場合は実印又は使用印

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 水野 克彦 殿

押印する場合は空欄

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

入札内訳書

ただし、(件名) 令和7年度ウォーターサーバーの賃貸借及びウォーターボックス等の購入

令和 年 月 日

内訳 (税抜)

(単位: 円)

品名	単価 (A)	数量 (B)	月数 (C)	金額 (A) × (B) × (C)
ウォーターサーバー 賃貸料	円 /月 (1 台当たり)	7 台	36 カ月	円
ウォーターボックス 又はウォーターボト ル	円/L	46,683 L	—	円
合計	—	—	—	円

↑

入札金額 (税抜) と一致するものとする。

- イ 本書類は、入札書とあわせて提出するものとする。
- ロ 入札は、36か月分の合計金額で行うが、契約は、本書類記載の単価にて、単価契約を行うものとする。
- ハ 「合計」 行の 1 円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※ 押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること

独立行政法人都市再生機構九州支社 支社長 水野 克彦 殿 (令和7年度ウォーターサーバーの賃貸借及びウォーターボックス等の購入) (押印省略)

封	
氏名	住所

5 年間委任状（様式）※代理人の名を以て入札を行う場合

年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長 水野 克彦 殿

（委任者）住所
商号又は名称
氏名 印

（受任者）住所
商号又は名称
氏名 印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構九州支社の発注する、〔建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務〕に関し、下記の通り権限を委任します。

1 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 3 月 31 日 まで

代理人 (受任者) 使用印鑑	
----------------------	--

注1 委任期間は競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。

注2 郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

注3 年間委任を届け出る機構の本文社、事務所ごとに作成し、提出すること。

注4 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

記載例

年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長 水野 克彦 殿

(委任者) 住所
商号又は名称
氏名

印

実印（既に使用印鑑届を提出している場合は使用印）

(受任者) 住所
商号又は名称
氏名

印

代理人（受任者）使用印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構九州支社の発注する、〔建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務〕に関し、下記の通り権限を委任します。

委任状を提出したい種別に○を付ける
(複数選択可)

1 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 3 月 31 日 まで

代理人
(受任者)
使用印鑑

注 1 委任期間は競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。

注 2 郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

注 3 年間委任を届け出る機構の本支社、事務所ごとに作成し、提出すること。

注 4 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が代表者印を押印した入札書にて入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。
（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
 - 一 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
 - 二 代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

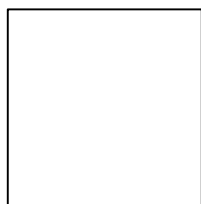
なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以 上

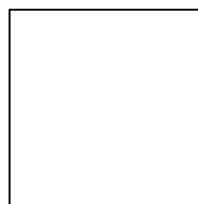
6 使用印鑑届（様式）

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

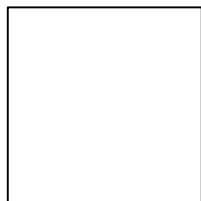
独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 水野 克彦 殿

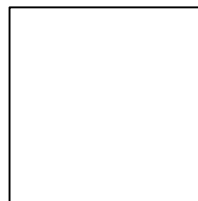
- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

← 提出日

住 所 ○○○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○株式会社

代 表 者 代表取締役 ○○ ○○印

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 水野 克彦 殿

↑
実印

- 注 1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

7 提出書類一覧表（様式）

令和7年度ウォーターサーバーの賃貸借及びウォーターボックス等の購入 提出書類一覧表

法人等名称 _____

下表は、本調達の参加表明に際し、必要となる書類一覧です。競争参加資格申請書提出前に、こちらの一覧表で提出書類をご確認ください。

No	書類名	部数	備考	機構 使用欄
1	競争参加資格確認申請書	1部	8 競争参加資格確認申請書（様式）の様式を使用すること	
2	適合証明書	1部	9 適合証明書（様式）に記載をして提出すること	
3	提出書類一覧表	1部	法人名称を記載の上、本書を提出すること	

※なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼った長3号封筒を、上記の書類と併せて提出していただきますようお願いいたします。

注意事項

- ① 入札説明書に様式が添付してある書類は、該当様式を使用すること。添付の様式をPC等で改めて作成する場合は、様式に記載の字句等について省略・変更しないこと。
- ② 機構使用欄には何も記載しないこと。
- ③ 入札書、年間委任状（※代理人の名を以て入札を行う場合）及び使用印鑑届は入札書提出期限までに別途提出すること。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長 水野 克彦 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

担当者氏名
所属・電話番号

令和7年11月11日付で掲示のありました、令和7年度ウォーターサーバーの賃貸借及びウォーターボックス等の購入における競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

令和7・8年度の登録状況（申請日時点）：該当箇所の□にチェック

☐登録済又は申請中（更新）（登録番号を記載： ）

☐申請中（新規）

令和 年 月 日

適合証明書

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長 水野 克彦 殿

住所
会社名
代表者

入札件名「令和7年度ウォーターサーバーの賃貸借及びウォーターボックス等の購入」において、仕様書記載の要件と同等若しくは同等以上の物品として、「適合証明書」記載の物品をもって応札したく提案致します。

（納入する物品）

○メーカー _____
○製品名 _____

No	項目	納入製品の規格・仕様	備考
1	ウォーターサーバーサイズ		
2	ウォーターサーバー内部を清潔に保つ機能又は構造		
3	ウォーターボックス製造時の殺菌方法		
4	ウォーターボックス 又はウォーターボトル型式及び3段積上げ方法		
5	ウォーターボックス等の内容量		

※空欄の項目を記載すること

※納入品カタログを提出すること。

※項目が足りない場合は必要に応じて欄を追加し記載すること。

特約条項 (案)

独立行政法人都市再生機構を発注者、 を受注者として発注者受注者間に令和 7 年 月 日に締結した令和 7 年度ウォーターサーバーの賃貸借及びウォーターボックス等の購入（以下「本契約」という。）に関して、次の通り特約条項を定める。この特約条項は、本契約と一体のものとし、本契約の契約条項に抵触する場合は、この特約条項が優先するものとする。

第 1 条 本契約の連帯保証人に関するすべての規定は適用しないものとする。

第 2 条 本契約の契約期間が 1 か月に満たない場合及び本契約の期間が満了又は本契約が解除された場合における契約終了日が月の中途である場合の当該月のリース料は、1 か月を 30 日として日割計算して得た額とし、当該日割計算して得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第 3 条 受注者は、当月分のリース料については、翌月 1 日以降発注者に対して支払請求書により請求するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して 30 日以内にこれを受注者に振込により支払うものとする。

第 4 条 発注者が本契約に基づく債務（リース料支払債務、損害金支払い債務等）の支払いを怠ったときは、受注者は発注者が支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年（365 日当たり）2.5 パーセントの割合で計算した遅延損害金を発注者に請求できるものとする。

2 受注者は、自己の責に帰すべき事由によりこの契約による債務の履行を遅滞したときは、総額リース料の相当額に対し、遅延日数に応じ年（365 日当たり）3 パーセントの割合で計算した履行遅滞金を発注者に支払うものとする。

3 前項の遅延日数には、天災その他やむを得ない理由によるものは算入しないものとする。

第 5 条 本契約に関し、受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、同法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたもので

あり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第6条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

この特約条項締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番地4号	
	氏 名	独立行政法人都市再生機構九州支社	
		支社長 水野 克彦	印

受注者	住 所		
	氏 名		
			印

11 仕様書

仕 様 書

1 件 名

令和7年度ウォーターサーバーの賃貸借及びウォーターボックス等の購入

2 履行期間

令和8年3月1日から令和11年2月28日まで

3 ウォーターサーバーの設置場所及びウォーターボックス等の納品先

独立行政法人都市再生機構九州支社（福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号）

4 予定数量

サーバー：7台 水：別紙2のとおり

※予定数量は確約した数量ではない。

※バックインボックスの場合は3段以上積み上げる事が出来る物であること。

また、ボトルの場合は3段以上のボトルを収納できるラックを各サーバー横・倉庫合わせて12台程度用意すること。

5 ウォーターサーバー仕様

設置タイプ	床置き
サイズ	1300mm×400mm×450mm程度 ※同等のサイズであれば可。
機能	温水（85℃以上）、冷水
定格電圧	AC100V
その他	サーバー内部を清潔に保つ機能・構造（自動循環・熱殺菌機能など）を有している事。 又は、ボトル製作時にオゾン殺菌などを行っている事。

6 ウォーターボックス等仕様

内容量	8L～19L
型式	バックインボックス・ウォーターパック等1way方式又はリターナブルボトル（ガロンボトル）
水の種類	天然水（ナチュラルミネラルウォーター）又はRO水
賞味期限	未開封の状態で6か月以上

7 定期メンテナンスについて

- （1）必要に応じ適宜メンテナンスあるいは代替措置（新しいサーバーへ交換等）を行うものとする。
- （2）必要に応じ、部品交換及び機能確認を行う。
- （3）発注者の使用上の責任によらない事由により故障が発生した場合は、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。
- （4）構造上の欠陥等により重大な故障が発生した場合及び通常の使用時における故障が発生した場合は、上記に関わらず、発注者・受注者協議の上、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。

8. 注文

ウォーターボックスの注文後は、遅滞なく納品すること

9. 請求書

請求書は、月額料金分を提出すること。

10. その他

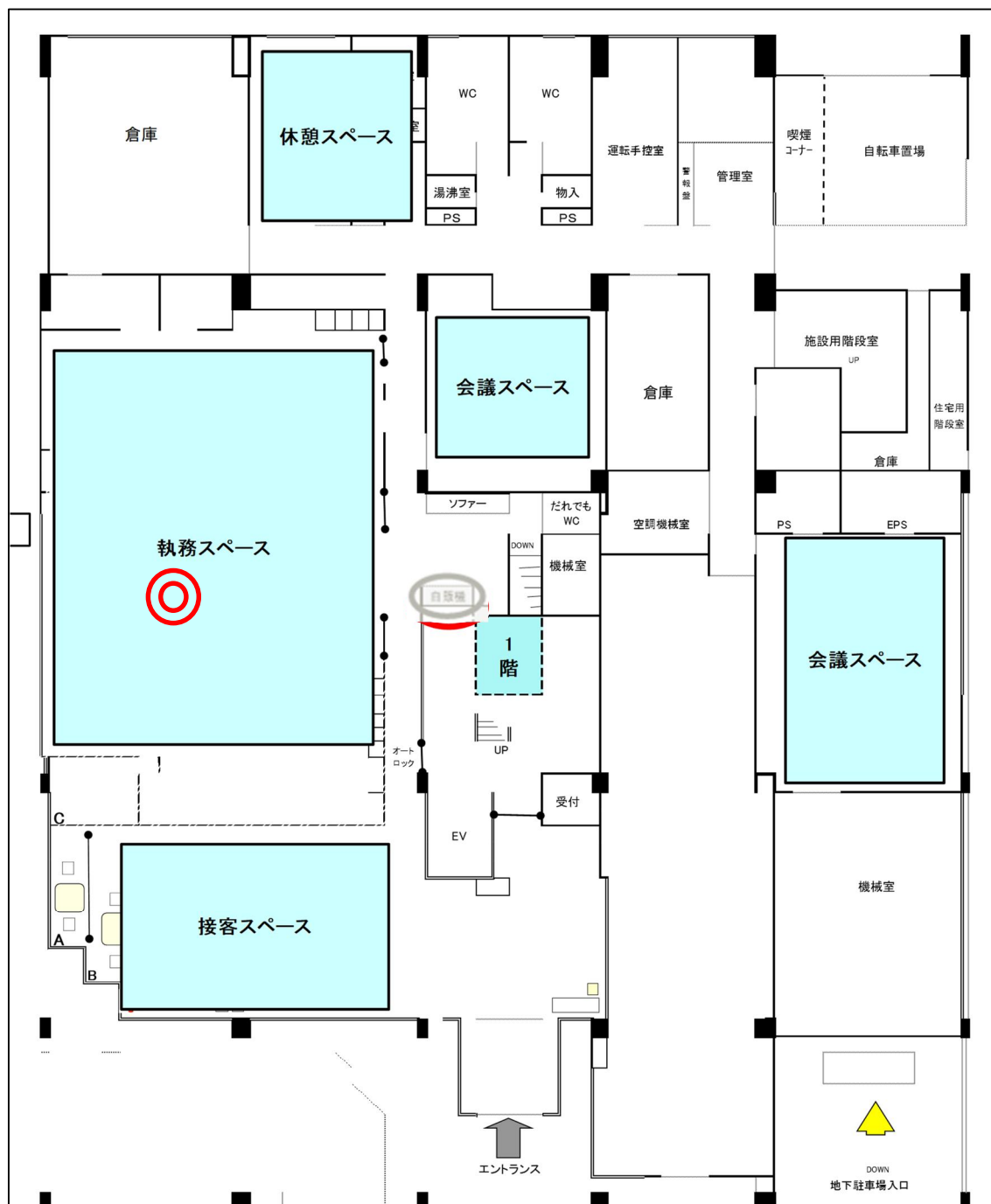
- (1) 履行期間開始に伴うウォーターサーバー設置費用、履行期間終了に伴う撤去費用及びメンテナンス料は賃貸借料金に含むものとする。
- (2) ウォーターボックス配送料はウォーターボックス料金に含むものとする。
- (3) 落札決定後のウォーターボックス購入価格は1 L当たりの単価(税抜き)×ボトル内容量とし、小数点以下がある場合は切り捨てる。
- (4) 初回納品時に機構が指定する数のウォーターボックスを納入すること。その費用については、初回請求時にあわせて請求を行うこと。
- (5) ウォーターボックスの購入については、注文窓口等を明示すること。
- (6) 初回機器設置は、**別紙1**を参考に機構と協議の上決定し実施する。配送・設置・梱包部材の処分に係る諸費用は受注者の負担とすること。
- (7) 建物や什器等に損害を与えないよう十分に注意するものとし、万一損害を与えた場合は受注者の負担によって速やかに原状回復を行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは機構と協議すること。

以 上

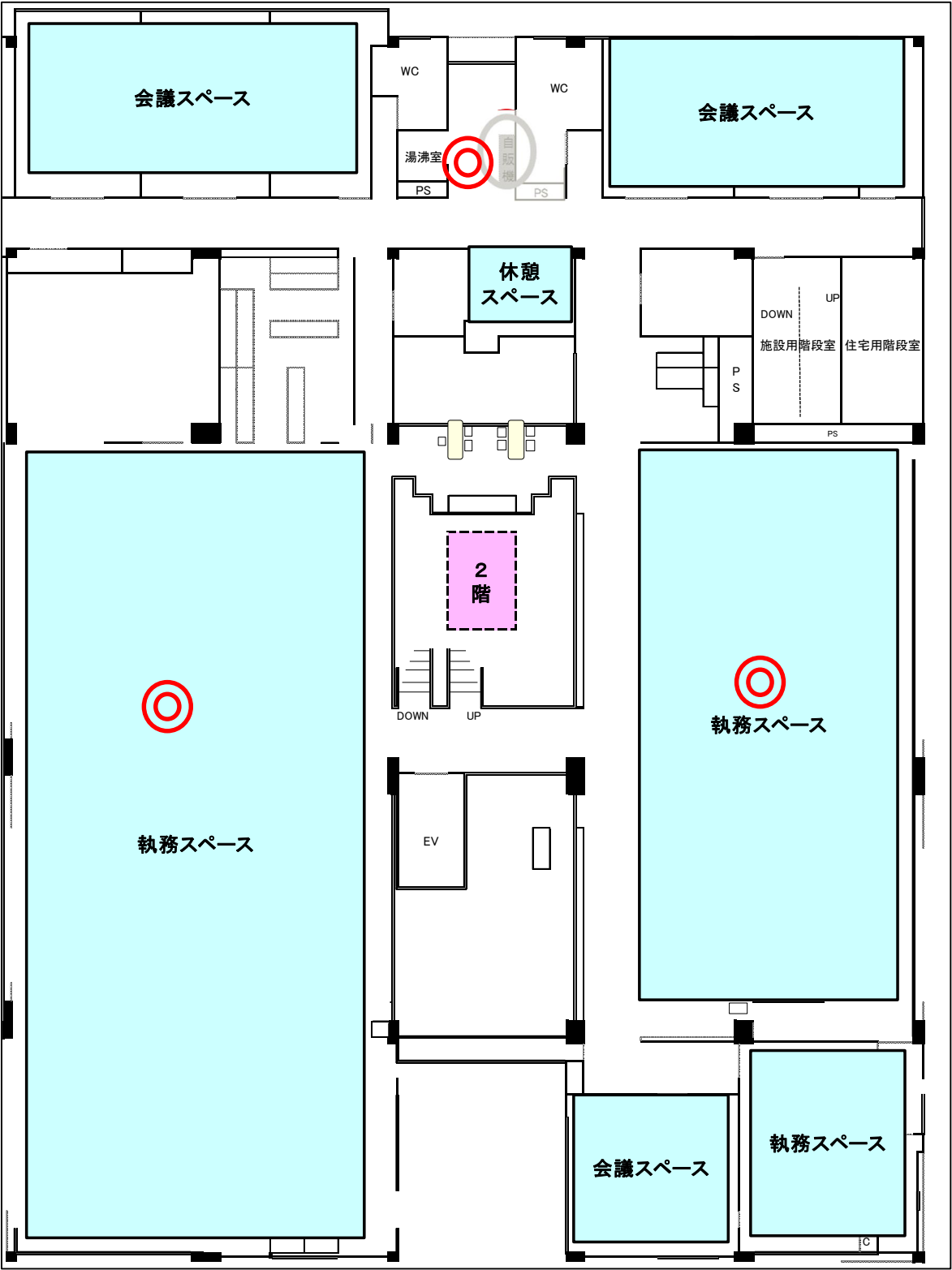
別紙 1

◎ 設置場所

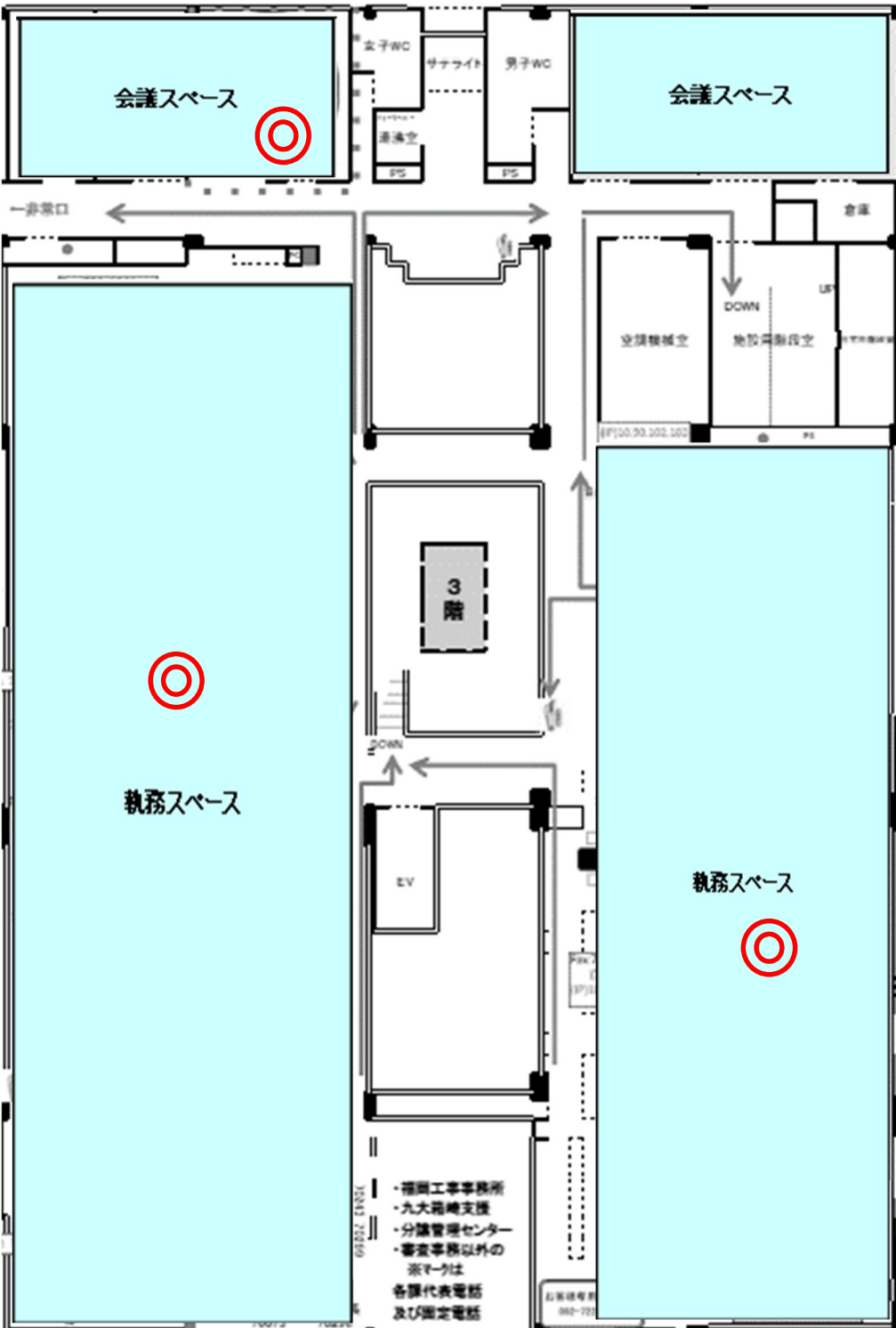
1 階



2階



3 階



別紙2 予定数量

納品実績・納入数量の合計数の3年分を予定数量とする。

2024年度 (L)							2025年度 (L)					1年分 合計	3年分 予定数量
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
1,292	1,463	1,235	1,615	1,254	1,159	1,273	1,235	1,197	1,311	1,292	1,235	15,561	46,683

※予定数量は過去の実績等に基づく参考値であり、注文を確約したものではない。

独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上